

所沢市国土強靱化地域計画

令和4年3月

所沢市

目次

第1章	はじめに	
1-1	策定の趣旨	1
1-2	策定に対する基本的な考え方	1
1-3	計画期間	2
1-4	進捗状況の把握	2
第2章	所沢市の地域特性	
2-1	本市の自然条件	3
2-2	本市の地域特性（人口、産業、その他）	7
第3章	想定される被害	
3-1	過去に被害をもたらした災害	13
3-2	想定される地震・風水害	19
第4章	本計画の基本的な考え方	
4-1	基本目標	25
4-2	事前に備える目標（行動目標）	25
第5章	脆弱性評価の結果と対応方策	
5-1	「起きてはならない事態」の設定	26
5-2	「起きてはならない事態」の発生回避等に向けた 評価と国土強靱化への取り組み	28
第6章	施策上の位置づけ	
6-1	所沢市総合計画との関連性	42

第1章 はじめに

1-1 策定の趣旨

国は、昨今の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を進め、災害に強くしなやかな地域社会を構築していく、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を平成25（2013）年12月に公布・施行し、国の国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成26（2014）年6月に策定しました。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」旨、規定されています。

埼玉県では、この規定に基づき、平成29（2017）年3月に「埼玉県地域強靱化計画」を策定しました。

本市においても、この規定に基づき、大規模自然災害が発生しても市民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安心・安全を守るよう備えるため、「所沢市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

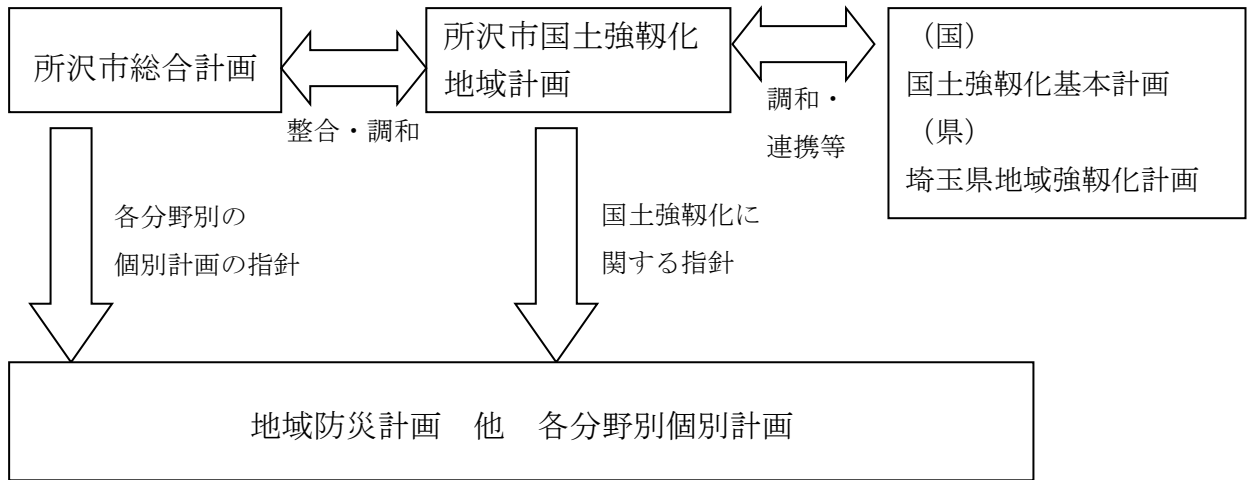
1-2 策定に対する基本的な考え方

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」として、本市における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本的な計画です。

また、市の最上位計画であり、総合的かつ計画的な市政運営を図るために策定している「所沢市総合計画」と整合・調和を図りながら、本市における様々な分野の計画等の強靱化に係る指針となるものです。

なお、本計画は国の基本計画及び埼玉県地域強靱化計画を勘案して策定していません。

■所沢市国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



1-3 計画期間

国の基本計画では、計画期間は定めていませんが、概ね5年ごとに見直すこととしています。本計画においては、計画開始年度を令和4年度とし、計画期間は定めず、社会情勢等踏まえ、必要が生じた際に見直しを行うこととしています。

なお、本計画に伴う具体的な事業をまとめたアクションプランについては、4年計画とし、毎年度見直すものとなります。

1-4 進捗状況の把握

本市における強靱化の取り組みの進捗を把握するため、「行動指標」を設定したうえで、その達成度や計画全体の進み具合について、PDCAサイクル（P：計画、D：実行、C：評価、A：改善）に基づき進捗管理を行います。

なお、「行動指標」はアクションプランにおいて設定し、指標の達成率を極力100%に近づけられるよう、努めていくものです。

第2章 所沢市の地域特性

2-1 本市の自然条件

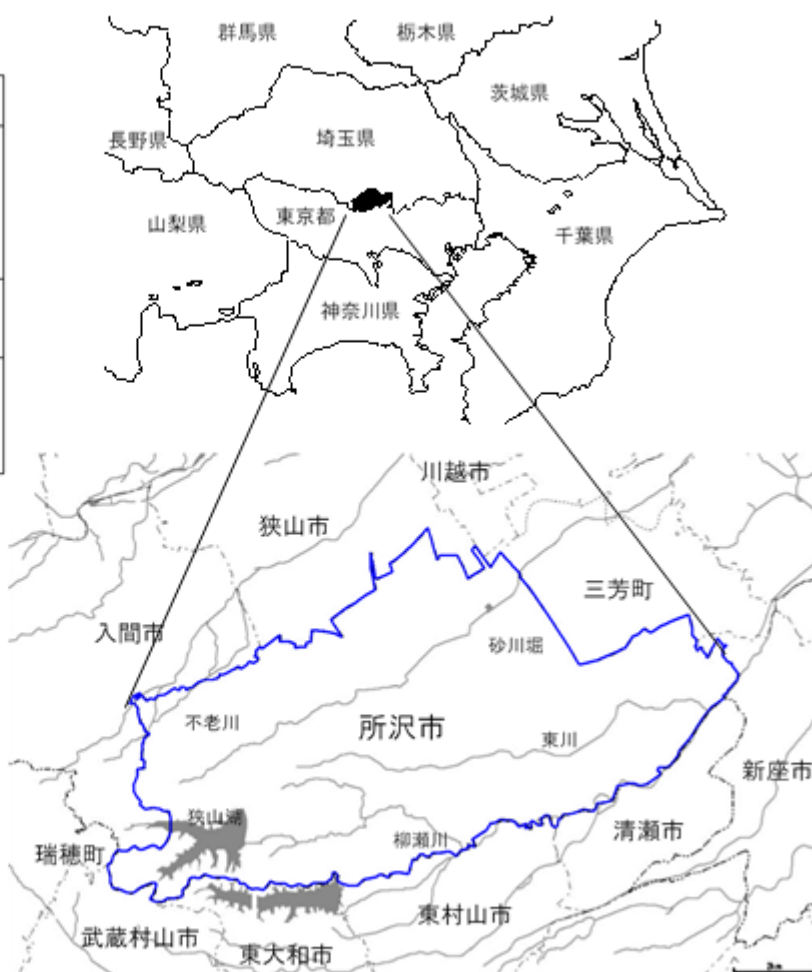
(1) 位置

本市は埼玉県の南西部に位置し、多くの市や町と隣接しており、埼玉県内では入間市、狭山市、川越市、新座市、三芳町と、南部は東京都清瀬市、東村山市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町と隣接しています。

広さは東西15.1km、南北8.9km、面積は72.11km²です。

所沢市の面積・広さ

面積	72.11 k m ² (7,211 ha)
位置	東端 東経 139° 33'
	西端 東経 139° 23'
	南端 北緯 35° 46'
	北端 北緯 35° 51'
広さ	東西 15.1 km
	南北 8.9 km
標高	最高 175.1 m
	最低 12 m
	平均 73.7 m



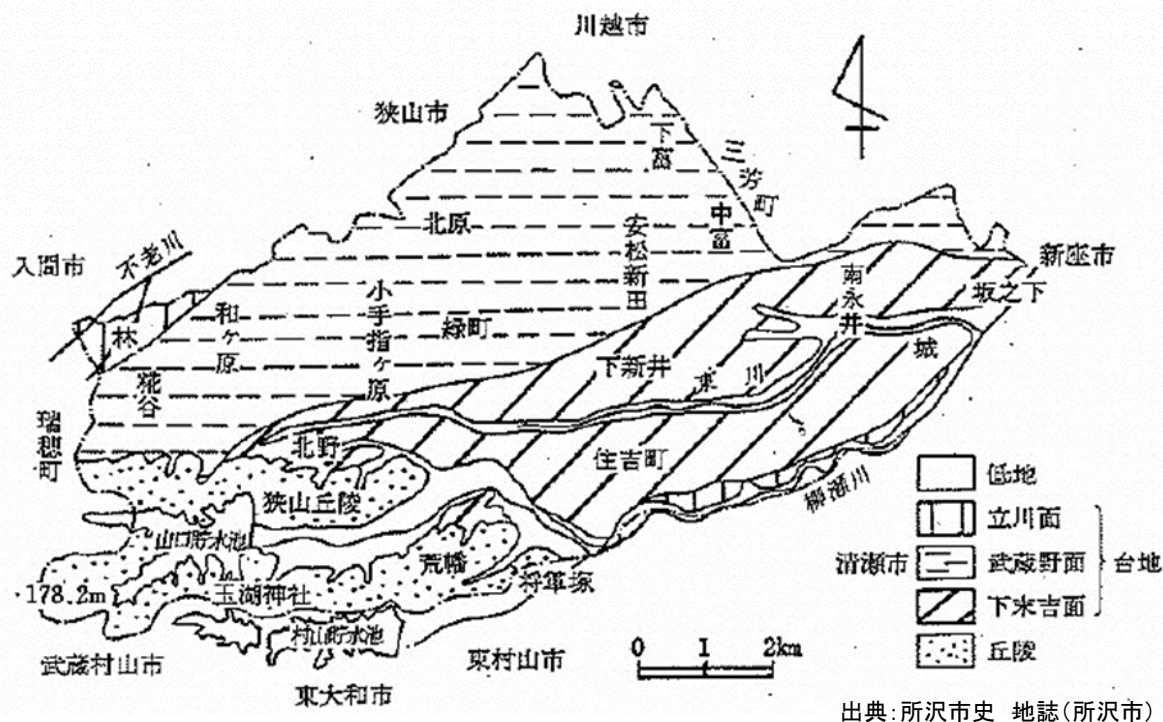
所沢市の位置

(2) 地勢

①地形・地質

本市の地形は、狭山湖を中心とした狭山丘陵、武蔵野台地、柳瀬川下流域周辺の沖積低地に三分されます。南端の柳瀬川沿いは低地と断丘崖が形成され、東川・砂川堀沿いは浅い谷が形成されています。

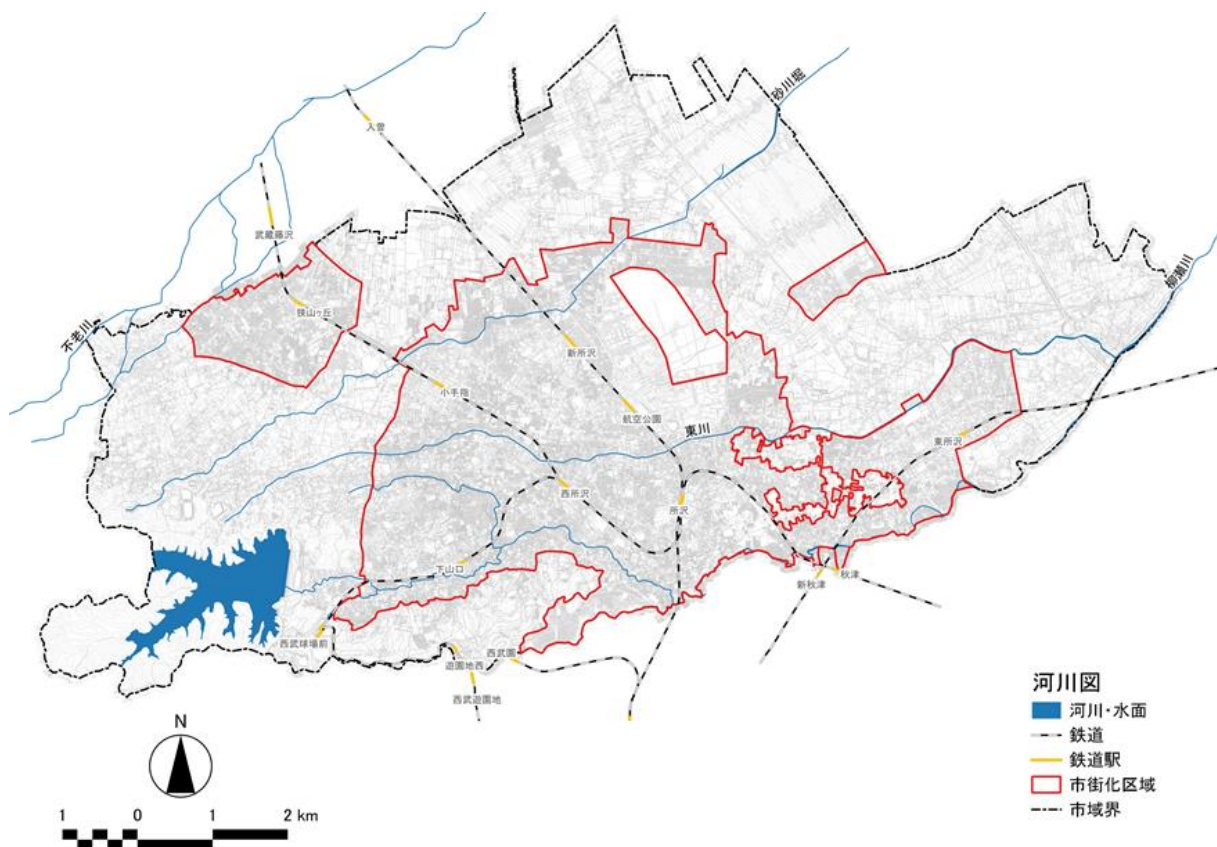
地質は、武蔵野台地上のほとんどが関東ローム層に覆われており、その下には武蔵野礫層が形成されています。



②水系

市内には狭山丘陵付近に源を発する柳瀬川、東川、砂川堀や不老川が流れています。また、狭山丘陵には、昭和9（1934）年に東京都の水源地として狭山湖が造成されました。

■水系図

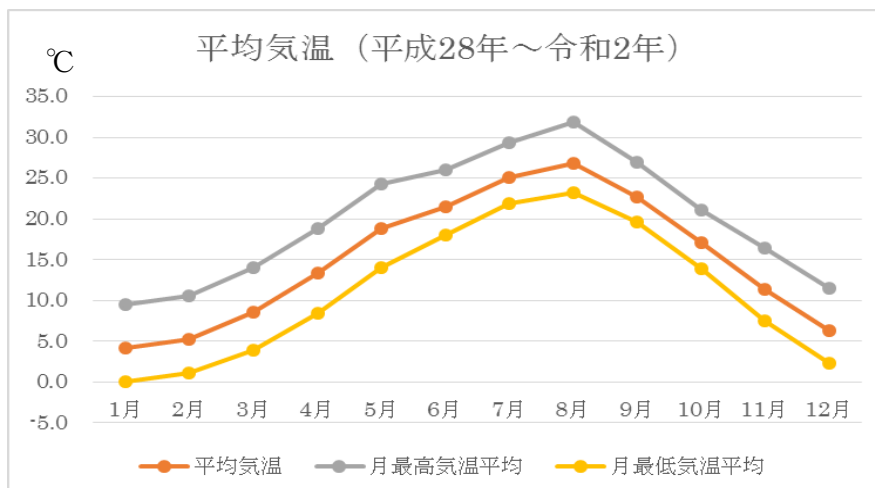


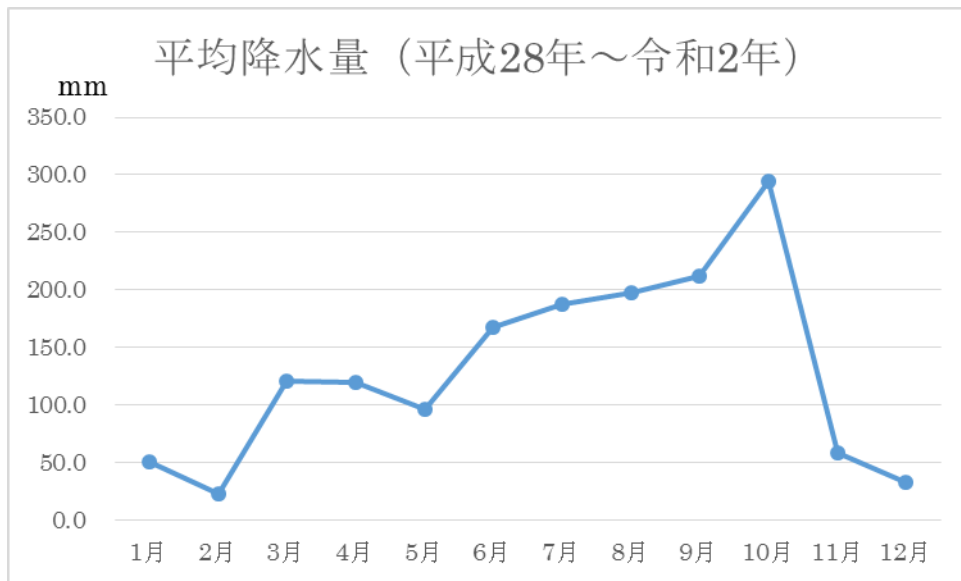
(3) 気象

① 気象

本市においては、平成28(2016)年から令和2(2020)年の年平均気温は15.1℃であり、夏は高温多湿、冬は乾燥する内陸性気候です。

また、平成28(2016)年から令和2(2020)年の5年間の年間降水量は、平均約1,562mmであり、6月から10月の間は梅雨、ゲリラ豪雨、台風及び秋雨などの時期のため降水量が多く、11月から2月までの降水量は少ない傾向にあります。





2-2 本市の地域特性（人口、産業、その他）

(1) 人口

①人口構成

本市の人口は平成27（2015）年以降も緩やかながら増加し、平成30（2018）年に34万4千人を超え、その後は横ばい傾向にあります。一方、年齢階層別の比率を比較すると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、は年々減少しており、老年人口（65歳以上）は増加しています。

令和2（2020）年では、年少人口が11.62%、生産年齢人口が61.20%、老年人口が27.18%と超高齢社会になっており、年々その比率が増加しています。

■所沢市の将来人口

単位：上段(人)下段(%)

年次 区分	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
年少人口 (0～14歳)	39,995 (11.62)	39,297 (11.43)	38,592 (11.24)	37,969 (11.08)	37,261 (10.90)
生産年齢人口 (15～64歳)	210,652 (61.20)	210,319 (61.18)	210,016 (61.18)	209,445 (61.14)	208,989 (61.15)
老年人口 (65歳以上)	93,569 (27.18)	94,178 (27.39)	94,658 (27.58)	95,163 (27.78)	95,491 (27.94)
総人口	344,216	343,794	343,266	342,577	341,741

※住民基本台帳人口等をもとに算出(令和2年は実績)

各年12月末日現在

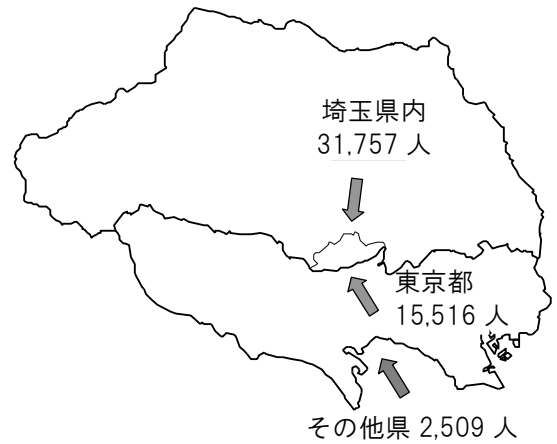
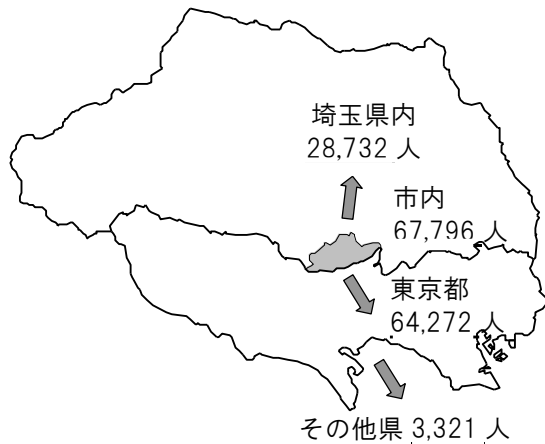
②昼夜間人口

平成27（2015）年国勢調査によると、本市の昼夜間人口比率は86.1%となり、昼間の人口が低くなっています。また、市内の15歳以上の就業者・通学者の176,616人のうち、67,796人（38.4%）が市内、残りが市外へ通勤・通学をしており、そのうち東京都内への通勤・通学者は64,272人（36.4%）を占めています。

人口の増加に伴い、輸送需要が増大しており、都心、あるいはさいたま市方面に向かう鉄道路線を中心に、通勤・通学上の重要な交通機関となっています。

〔本市から市内・市外へ (176, 616 人)〕

〔市外から本市へ (49, 782 人)〕

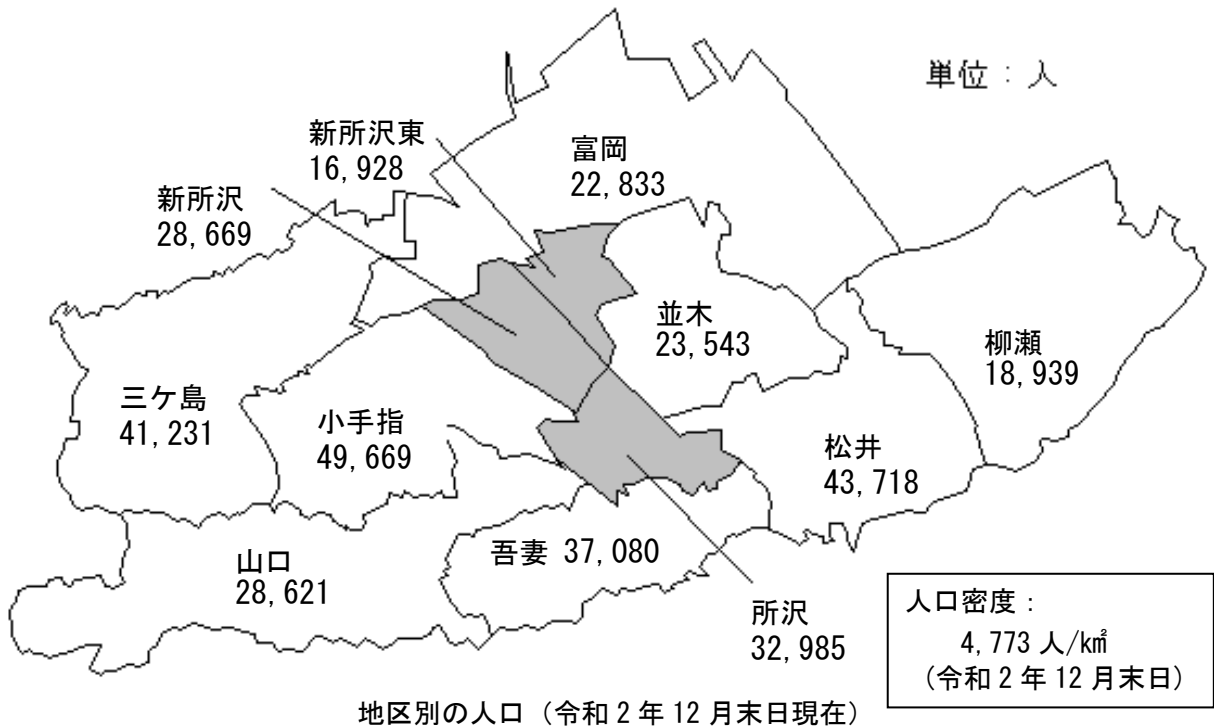


15 歳以上の就業者・通学者の移動先 (平成 27 年国勢調査)

③人口分布

令和 2 (2020) 年 12 月末現在の人口は 344, 216 人であり、人口の伸びは近年鈍化しています。

市域の人口密度は 4, 773 人/km² となっていますが、中央部 (所沢地区、新所沢地区、新所沢東地区) に限っては 1 km² あたりの人口密度が 11, 000 人以上と非常に高くなっています。



(2) 交通

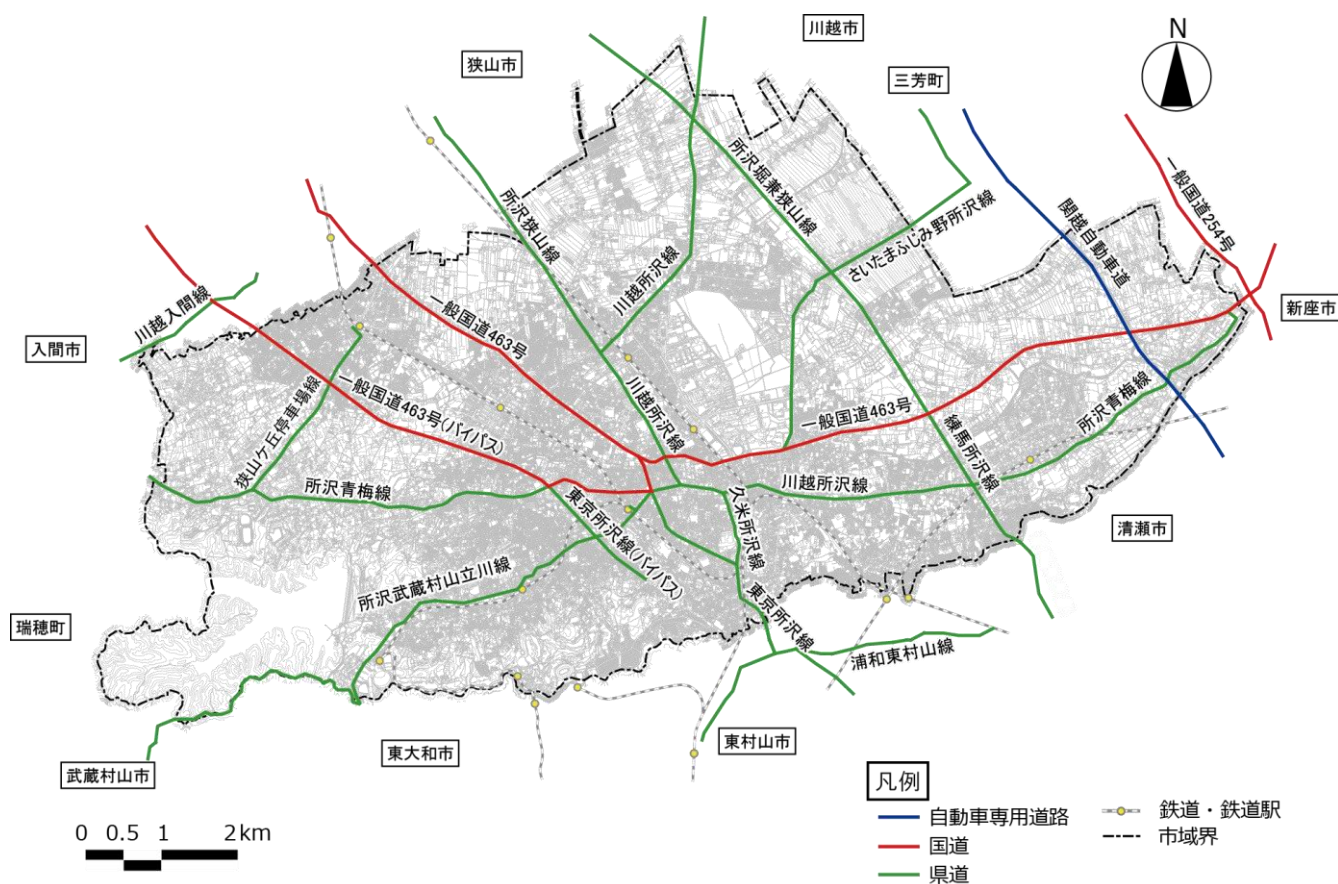
① 鉄道

鉄道交通の面では、市全域で西武鉄道4路線に10駅、JR東日本1路線に1駅、併せて11の駅があり、都心へのアクセスも短時間で利便性が高くなっています。中でも南部にある所沢駅は、西武池袋線と西武新宿線が交差する駅となっています。

② 道路

令和2(2020)年4月1日現在の市内の道路の実延長は、国道が19.0km、県道(主要地方道と一般県道の合計)が47.2km、市道が1148.8kmとなっています。

道路は、関越自動車道が所沢インターチェンジを有して市の東部を縦貫するほか、国道463号、主要地方道6路線、一般県道5路線などが主に市の中心部から放射状に走っています。



市内の道路網

(3) 産業

①産業分類

本市の産業のうち、最も多い事業所数の産業は、平成28(2016)年度では、産業大分類別の「卸売業，小売業」であり、全体の22.3%を占めています。次いで、「宿泊業，飲食サービス業」(11.3%)、「建設業」(10.3%)となっています。

また、最も事業所人数が多い産業は、「卸売業，小売業」であり、全体の20.8%を占めています。次いで、「医療，福祉」(16.0%)、「宿泊業，飲食サービス業」(10.4%)となっています。

■産業大分類別の事業所数と事業所人数（平成28年度）

産業（大分類）	事業所数		事業所人数	
	件数 (件)	全事業所 に対する 割合	人数（人）	全事業所人 数に対する 割合
A 農業，林業	19	0.2%	160	0.1%
B 漁業	-	-	-	-
C 鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-
D 建設業	1,047	10.3%	6,426	6.4%
E 製造業	674	6.6%	11,282	10.1%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.0%	137	0.1%
G 情報通信業	93	0.9%	652	0.6%
H 運輸業，郵便業	264	2.6%	10,265	9.0%
I 卸売業，小売業	2,284	22.3%	21,118	20.8%
J 金融業，保険業	147	1.5%	2,974	2.9%
K 不動産業，物品賃貸業	681	6.8%	3,347	3.3%
L 学術研究， 専門・技術サービス業	398	3.9%	2,124	2.3%
M 宿泊業，飲食サービス業	1,150	11.3%	10,705	10.4%
N 生活関連サービス業， 娯楽業	951	9.3%	5,409	5.1%
O 教育，学習支援業	411	4.0%	3,831	3.2%
P 医療，福祉	978	9.5%	16,419	16.0%
Q 複合サービス業	33	0.3%	675	0.7%
R サービス業 (他に分類されないもの)	490	5.0%	8,476	7.5%
S 公務
総 数	9,622	100%	104,000	100%

出典：所沢市統計書

②土地利用

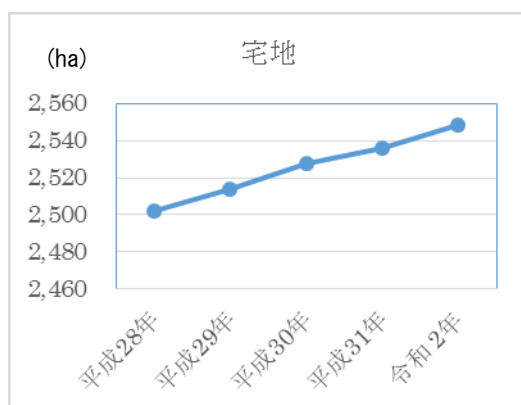
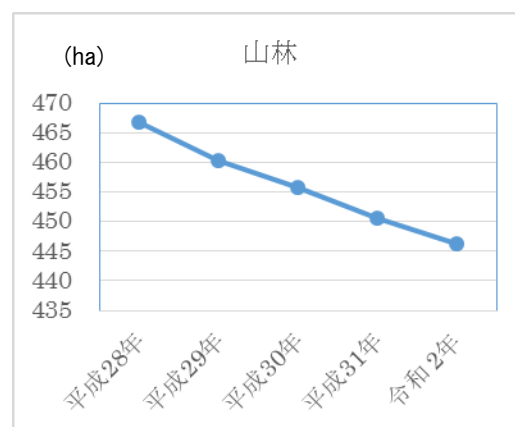
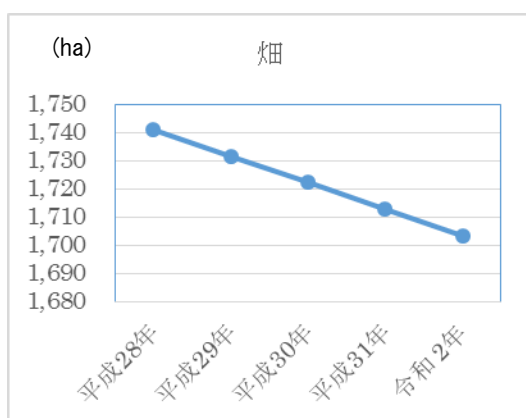
令和2（2020）年1月現在の市内の地目別土地利用は、宅地が最も多く、全体の35.3%を占め、次いで、畑となっています。推移については、畑や山林等は減少傾向、宅地は増加傾向にあります。

■地目別土地利用面積（令和2年1月1日現在）

地目	面積 (ha)	割合
田	4.1	0.1%
畑	1,703.5	23.6%
宅地	2,548.3	35.3%
山林	446.2	6.2%
原野	0.3	0.0%
雑種地	721.8	10.0%
その他	1,786.8	24.8%
総数	7,211.0	100%

出典：所沢市統計書

■地目別土地利用面積の推移



出典：所沢市統計書より作図

また、本市の都市計画において、市街化区域は2,796 ha（約39%）、市街化調整区域は4,403 ha（約61%）となっています。令和3（2021）年度における用途地域の指定面積は、住宅系の面積が最も多く、全体の91.9%を占めています。

■用途地域別指定面積（令和3年4月1日所沢市告示第178号）

用途種別	面積（ha）	割合
第一種低層住居専用地域	1,262.0	44.9%
第二種低層住居専用地域	35.6	1.3%
第一種中高層住居専用地域	387.0	13.9%
第二種中高層住居専用地域	124.2	4.5%
第一種住居地域	582.7	20.8%
第二種住居地域	129.6	4.6%
準住居地域	45.7	1.6%
近隣商業地域	54.4	2.0%
商業地域	85.0	3.1%
準工業地域	91.0	3.2%
工業専用地域	3.3	0.1%
合計	2,800.5	100.0%

（4）その他（下水道・公園）

令和2（2020）年度の市内下水道処理区域内人口は324,987人で、下水道普及率は94.5%、水洗化人口は320,116人で、水洗化率は98.5%となっています。

令和3（2021）年4月1日現在の市内都市公園及び都市緑地については、総公園数235、総面積142.49haとなっています。

■都市公園及び都市緑地の状況（令和3年4月1日現在）

	総数	街区公園	近隣公園	総合公園	風致公園	都市緑地	広域公園
公園数	235	176	5	2	1	50	1
面積（ha）	142.49	27.17	8.70	29.23	8.70	18.49	50.20

※面積は端数処理の都合により合計は一致しない

出典：令和3年市政概要

第3章 想定される被害

3-1 過去に被害をもたらした災害

(1) 地震

平成23（2011）年3月11日（金）午後2時46分に起きた、東北地方太平洋沖地震（日本における観測史上最大の規模M9.0を観測）は、死者・行方不明者約19,000人、家屋等の全半壊38万棟余りと多くの被害をもたらし、本市においても負傷者2人、一部損壊31棟の被害が生じました。

また、この影響により、物流がストップすることで、多くの市民の日常生活が不自由となりました。

その後の東京電力福島第一原子力発電所の事故を機に、エネルギーの安定供給が大きな問題となり、本市においても電力供給がストップする事態（計画停電）が生じました。

過去に記録された地震災害のうち、埼玉県に被害を及ぼしたものとして、元禄地震（1703年）、江戸地震（1855年）、関東大地震（1923年）は関東1都6県に甚大な被害を及ぼし、数千から数万といった死傷者や倒壊家屋を出しています。

この他、M6.0以上のものとしては、明治期以前では1649年に川越を震央としたM7.1（7月）及びM6.4（9月）の地震、1791年に川越・蕨を震央としたM6.0～6.5の地震、1859年に立川・多摩を震央としたM6.3の地震、昭和初期では、昭和6（1931）年にM6.9の西埼玉地震、昭和43（1968）年の埼玉県中部を震央としたM6.1の地震があげられます。

なお、これらの地震の埼玉県内での被害は比較的少なく、例えば、被害全体で死者・行方不明者約15万人を出した関東大地震では、同323人で1都6県中、5番目の被害にとどまっています。

所沢市史によれば、明治時代以降、地震によって死者を出したのはこの関東大地震のみで、死者1人、建物損壊1棟のみが記録されています。

(2) 風水害

①風害

近年、強風による被害のうち著しいものは、昭和54（1979）年10月19日に接近した台風第20号で死者1名、負傷者7名を出しています。このときは、建物への影響も大きく全壊・半壊併せて128棟が被害を受けています。

昭和53（1978）年以前では、同41（1966）年9月25日の台風第26号が負傷者4名、全壊家屋95棟、半壊家屋・一部破損家屋1,871棟という甚大な被害を残した記録があります。

台風以外の最近の記録では、平成18（2006）年5月20日午後3時から4時頃に寒冷前線の通過により発生した竜巻による突風で、所沢新町から中新井3丁

目にかけての住家一部損壊41棟の記録があります。

②水害

水害は、河川の氾濫、決壊や道路冠水・溢水による床上・床下浸水などが記録されています。平成28（2016）年度までの床上・床下浸水棟数はそれぞれ延べ247棟、832棟です。

最も大きな被害を出したのは、平成28（2016）年8月22日の台風第9号で、床上・床下浸水併せて602棟に及んでいます。

昭和40（1965）年以降の主な災害は以下のとおりです。

	内 容	被 害 状 況
昭和41年 台風第4号 風水害	6月28日に襲来した台風第4号は、厚い雨雲を伴って房総沖を通過し、梅雨前線を刺激し典型的な雨台風となり、関東地方に激しい雨を降らせ、市では柳瀬川、東川、砂川堀、不老川が豪雨により氾濫し、家屋の流失や浸水家屋、崖くずれ、橋の流失等大きな被害をもたらした。降雨量は274.9mmを記録した。 この災害で、市では災害対策本部を設置し、避難者に炊き出しを行う等、大規模な救助活動を実施した。	流失家屋 2棟 床上浸水 57棟 床下浸水 195棟 道路破損 8か所 崖くずれ 9か所 橋梁流失 9か所
昭和41年 台風第26号 風水害	9月25日に襲来した台風第26号は、午前2時ごろ県北西部を北上したため強風と大雨にみまわれ、市の区域においても家屋の損倒壊・被害が続出した。 倒壊家屋が多かったのは、記録的な暴風によるもので、最大瞬間風速35.4mを記録した。この災害で市では、災害対策本部を設置し、市始めて以来初めて、災害救助法の適用を受け被災者の救助にあたった。	負傷者 4名 全壊家屋 95棟 半壊家屋 341棟 一部破損 1,530棟 床下浸水 4棟 公共土木被害 4か所 田畑被害 1,354ha
昭和52年 8月17日～ 19日長雨	8月としては異常な長雨が続いたところへ、台風第11号の房総沖通過に伴い前線を刺激して大雨となり、砂川堀の決壊により美原町、松葉町地域で浸水家屋、東川の増水により橋の流失等の被害をもたらした。 降り始めてからの雨量は396.1mmに達し、田畑の冠水等により農作物に大きな被害をもたらした。	床上浸水 27棟 橋梁流失 1か所 床下浸水 52棟 田畑被害 334ha 道路不通 4か所

	内 容	被 害 状 況
昭和 54 年 台風第 20 号 風水害	10 月 19 日に襲来した台風第 20 号は、激しい暴風雨を伴い紀伊半島に上陸北上したため、市内では昼前から風雨が強くなり、午後 1 時 30 分には最大瞬間風速 35.0m を記録する暴風雨にみまわれた。特に風による被害が大きく、市内の全地域で家屋の損壊や文教施設に相当の被害を受けた。	全壊 8 棟 半壊 14 棟 一部破損 79 棟 床上浸水 3 棟 床下浸水 8 棟 文教施設被害 27 棟 道路冠水 4 か所 農作物被害 604ha 死者 1 名 負傷者 7 名
昭和 57 年 台風第 18 号 風水害	9 月 12 日に襲来した台風第 18 号は、県北西部を北上したため、市内においても激しい雨にみまわれ、降雨量 301.0mm を記録した。この豪雨で市内を流れる河川が各所で氾濫し、家屋の損壊、家屋の浸水、崖崩れ等多くの被害をもたらした。	住家一部損壊 1 棟 非住家全壊 3 棟 床上浸水 100 棟 床下浸水 369 棟 道路被害(冠水・陥没) 4 か所 文教施設被害 6 か所 水道施設被害 2 か所 崖崩れ 4 か所 畑の冠水 62ha
平成 4 年 7 月 15 日 豪雨による水害	梅雨末期の大気不安定な状態が、市内各所に局地的な豪雨をもたらした。特に、午後 8 時から 9 時までの 1 時間当たりの降雨量は 75mm という最大級の数値を記録し、各所で被害が続出した。	床上浸水 92 棟 土砂崩れ 1 か所 床下浸水 144 棟 橋の欄干流出 1 か所 店舗等への雨水侵入 73 か所 道路被害(冠水・陥没) 21 か所 河川の護岸崩壊 3 か所 ブロック塀の倒壊 3 か所

	内 容	被 害 状 況
平成 17 年 9 月 4 日 豪雨による水 害	九州西部に上陸した台風第 14 号は、山陰沖に抜けるまで勢力をほぼ維持したまま、ゆっくりとした速度で進行したため、三陸沖から九州北部へのびる前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込み、関東地方で大気の状態が不安定となり、雨雲が急速に発達し中央消防署南分署で、午後 6 時から 7 時までの 1 時間に、78.7mm の雨量を記録した。	床上浸水 21 棟 床下浸水 86 棟 河川の護岸崩壊 1 か所 人的被害 1 名
平成 18 年 5 月 20 日 竜巻による風 害	午後 3 時から 4 時頃、突風により市内に局地的な帯状分布を示す被害をもたらした。同時刻、寒気を伴った上空の気圧の谷が、東日本を通過中であった。関東地方では、午後は晴れて気温が上昇したことも加わって、大気の状態は不安定であった。また、市域には、大雨警報、洪水警報、雷注意報が発表されていた。 突風の原因は、竜巻と考えられている。竜巻通過前、雨は小降りであったが、通過後、雨風がしばらく強くなった。 被害状況は、住家一部損壊であり、屋根の浮上り、瓦の飛散及び瓦の破片が壁に突き刺さるといった被害が認められた。	住家一部損壊 41 棟
平成 22 年 6 月 29 日 雷を伴う集中 豪雨	落雷による停電が発生。午後 9 時から 10 時までの間に時間最大雨量 61.5mm を記録した。	床上浸水 12 棟 床下浸水 17 棟 店舗等への雨水侵入 2 か所 道路冠水 12 か所 (車両の水没 2 か所) 停電 800 世帯
平成 22 年 7 月 5 日 集中豪雨によ る水害	雨雲がゆっくりした動きで市内を通過したため、多くの被害をもたらした。 午後 6 時から 9 時までの 3 時間で 108mm を記録した (午後 6 時から 7 時までの間、時間最大雨量 45mm)。	床上浸水 2 棟 床下浸水 17 棟 道路冠水 21 か所 護岸崩落 1 か所 土砂崩れ 1 か所 ブロック塀の倒壊 1 か所
平成 22 年 10 月 13 日 集中豪雨によ る水害	午後 8 時から 10 時までの 2 時間で 103mm を記録した (午後 8 時から 9 時までの間、時間最大雨量 63mm)。	床上浸水 1 棟 床下浸水 11 棟 道路冠水 12 か所 護岸崩落 1 か所

	内 容	被 害 状 況
平成 23 年 台風第 15 号 風水害	9 月 21 日に襲来した台風第 15 号では、最大瞬間風速 30m の強風による屋根などの剥離、倒木が多数発生。街路灯にも被害、また倒木による停電や西武線の運行停止が発生した。 屋根を飛ばされたアパートの住民対応として、避難場所を 1 か所提供した。	床下浸水 1 棟 住家一部破損 21 棟 倒木 86 か所 街路灯の破損 3 か所 停電 300 世帯
平成 24 年 台風第 4 号 風害	6 月 19 日に襲来した台風第 4 号は、最大瞬間風速 30.9m の強風により、外で作業をしていた男性 1 名が怪我。また、倒木により一部地域で停電が発生したほか、道路交通障害が多数発生した。	人的被害 1 名 住家被害 2 棟 非住家被害 1 棟 倒木 15 か所 停電 1,060 世帯
平成 24 年 台風第 17 号 風害	9 月 30 日に襲来した台風第 17 号は、最大瞬間風速 33.6m の強風により、トタン屋根などの剥離、倒木が多数発生。また、倒木により一部地域で停電が発生したほか、道路交通障害も発生した。	住家被害 4 棟 非住家被害 1 棟 倒木 10 か所 停電 70 世帯 看板落下 1 か所
平成 25 年 7 月 15 日～16 日大雨と台風 第 18 号 風水害	7 月 15 日の明け方からの大雨（時間最大雨量 31.5mm）及び 16 日の台風第 18 号（最大瞬間風速 24.6m）の影響により、急傾斜地における土砂災害の危険性が高まったため、危険箇所世帯に避難勧告を発令（土砂災害発生せず、被害なし）。また、大雨により道路冠水が発生したほか、強風により女性 1 名が転倒し怪我を負った。	避難勧告 4 世帯 13 名 人的被害 1 名 住家被害 6 棟 非住家被害 2 棟 倒木 9 か所 道路冠水 4 か所
平成 25 年 台風第 26 号 風水害	10 月 15 日に襲来した台風第 26 号は、最大瞬間風速 24.5m の強風により、女性 1 名が転倒して怪我を負ったほか、トタン屋根等の剥離が発生した。また、大雨（時間最大雨量 29.0mm）により道路冠水が発生した。	人的被害 1 名 住家被害 7 棟 非住家被害 1 棟 倒木 5 か所 看板落下 1 か所 道路冠水 2 か所
平成 28 年 台風第 9 号 風水害	8 月 22 日、市では、台風第 9 号の接近により南から湿った空気が流れ込み、降り始めからの総雨量が 200mm を超え、1 時間の最大雨量は、76.5mm を記録した。 市内では、東川や柳瀬川などの氾濫等により、床上浸水が 119 棟、床下浸水等が 483 棟、その他、道路冠水や土砂崩れなど多くの被害が発生した。 また、荒幡地区の柳瀬川護岸が崩壊し、住家 1 棟が大きく傾斜するなど、地域の住宅に甚大な被害が発生した。 市としては、この対応として、災害対策本部を立ち上げ、全庁的に災害対策にあたった。	全壊 1 棟 大規模半壊 2 棟 半壊 1 棟 一部損壊 9 棟 床上浸水 119 棟 床下浸水等 483 棟 道路冠水(冠水・陥没等) 19 か所 護岸崩壊 12 か所 公共施設被害 91 か所 下水道施設被害 31 か所 土砂崩れ 3 か所

	内 容	被 害 状 況
平成 29 年 台風第 21 号 風水害	<p>10 月 22 日からの台風第 21 号の影響により、市では 22 日降雨量 157.0mm、23 日降雨量 141.5mm を記録した。</p> <p>この大雨により、市内で床上浸水 1 件、床下浸水 9 件の他、道路冠水・倒木などの被害が発生した。</p>	<p>床上浸水 1 棟 床下浸水 9 棟 道路冠水 3 件 倒木 2 件 土砂崩れ 1 件 傾斜地崩落 2 か所</p>
令和元年 台風第 19 号 風水害	<p>10 月 12 日、台風第 19 号の影響により、市では 1 日の総雨量 370mm、1 時間最大雨量 55.0mm を記録した。</p> <p>この大雨による柳瀬川や東川の河川氾濫により、市内では床下浸水 158 件、床上浸水 13 件、その他、道路冠水や護岸の崩落などが発生した。</p> <p>また、12 日午前 10 時に警戒レベル 3「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、河川沿いの指定避難所 7 か所に約 850 名の方が避難した。</p>	<p>床上浸水 13 棟 床下浸水 158 棟 道路冠水 13 件 停電 300 件 風害（倒木・飛来物など） 13 件 土砂崩れ 1 件 避難者（指定避難所） 852 名</p>

3-2 想定される地震・風水害

(1) 地震

平成24(2012)・25(2013)年度埼玉県地震被害想定調査結果に基づく、本市における想定地震は、以下のとおりです。

①想定地震

本市の区域に被害をもたらすと考えられる地震として、立川断層帯地震と東京湾北部地震の2ケースを想定しました。

	立川断層帯地震	東京湾北部地震
震源地	武蔵村山周辺の立川断層帯	葛西臨海公園周辺
規模	M7.4	M7.3

- 地震発生時刻・・・5時(冬) / 12時(夏) / 18時(冬)を想定



②想定地震予測

前掲の2ケースにおける想定地震予測のうち、立川断層帯地震の最大計測震度は6.4(震度6強)、東京湾北部地震の最大計測震度は5.9(震度6弱)と予測しました。また、立川断層帯地震の推計にあたっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布や被害が大きく異なるため、本計画ではその最大値を掲載しています。

1 立川断層帯地震による建物被害予測結果

	棟 数
全 壊	846 棟 (土砂災害 7 棟含む)
半 壊	5,095 棟 (土砂災害 16 棟含む)

2 東京湾北部地震による建物被害予測結果

	棟 数
全 壊	5 棟 (土砂災害 1 棟含む)
半 壊	403 棟 (土砂災害 1 棟含む)

③消失危険予測 (最大被害を以下のとおり想定)

1 立川断層帯地震による焼失危険予測

冬 18 時 (8 m/s) 779 棟

2 東京湾北部地震による焼失危険予測

冬 18 時 (8 m/s) 80 棟

④人的被害予測

想定地震による人的被害予測は、建物倒壊や火災に伴う全てのものを対象とします。

1 立川断層帯地震による人的被害予測

	地震発生時刻 5 時・冬	地震発生時刻 12 時・夏	地震発生時刻 18 時・冬
死者数	65 人	36 人	49 人
負傷者数	857 人	441 人	607 人
合 計	922 人	477 人	656 人

2 東京湾北部地震による人的被害予測

	地震発生時刻 5 時・冬	地震発生時刻 12 時・夏	地震発生時刻 18 時・冬
死者数	0 人	0 人	1 人
負傷者数	64 人	61 人	73 人
合 計	64 人	61 人	74 人

⑤ライフライン被害予測

ライフラインの被害予測については、被害が最も大きい立川断層帯地震の被害の最大値を掲載しました。

1 停電被害予測

ケース	風速	項目	
被災直後 (火災なし)		停電世帯数 (世帯)	20,985
		停電人口 (人)	50,807
		停電率 (%)	14.86
冬 5 時 (1 日後)	3m / s	停電世帯数 (世帯)	3,370
		停電人口 (人)	8,160
		停電率 (%)	2.39
	8m / s	停電世帯数 (世帯)	3,414
		停電人口 (人)	8,266
		停電率 (%)	2.42
夏 12 時 (1 日後)	3m / s	停電世帯数 (世帯)	3,479
		停電人口 (人)	8,424
		停電率 (%)	2.46
	8m / s	停電世帯数 (世帯)	3,542
		停電人口 (人)	8,576
		停電率 (%)	2.51
冬 18 時 (1 日後)	3m / s	停電世帯数 (世帯)	4,098
		停電人口 (人)	9,922
		停電率 (%)	2.90
	8m / s	停電世帯数 (世帯)	4,284
		停電人口 (人)	10,372
		停電率 (%)	3.03

2 電力電柱被害予測

ケース	風速	項目	
冬 5 時	3m/s	電柱被害数 (本)	128
		被害率 (%)	0.33
	8m/s	電柱被害数 (本)	138
		被害率 (%)	0.35
夏 12 時	3m/s	電柱被害数 (本)	153
		被害率 (%)	0.39
	8m/s	電柱被害数 (本)	168
		被害率 (%)	0.43
冬 18 時	3m/s	電柱被害数 (本)	295
		被害率 (%)	0.75
	8m/s	電柱被害数 (本)	337
		被害率 (%)	0.86

※埼玉県全体における復旧日数予測は1日（復旧対象は非焼失地域）

3 不通回線被害予測

ケース	風速	項目	
冬 5 時	3m/s	不通回線数 (回線)	267
		不通率 (%)	0.19
	8m/s	不通回線数 (回線)	302
		不通率 (%)	0.22
夏 12 時	3m/s	不通回線数 (回線)	356
		不通率 (%)	0.26
	8m/s	不通回線数 (回線)	407
		不通率 (%)	0.29
冬 18 時	3m/s	不通回線数 (回線)	857
		不通率 (%)	0.62
	8m/s	不通回線数 (回線)	1,007
		不通率 (%)	0.73

4 通信電柱被害予測

ケース	風速	項目	
冬 5 時	3m/s	電柱被害数 (本)	40
		被害率 (%)	0.33
	8m/s	電柱被害数 (本)	43
		被害率 (%)	0.35
夏 12 時	3m/s	電柱被害数 (本)	48
		被害率 (%)	0.39
	8m/s	電柱被害数 (本)	52
		被害率 (%)	0.43
冬 18 時	3m/s	電柱被害数 (本)	92
		被害率 (%)	0.75
	8m/s	電柱被害数 (本)	105
		被害率 (%)	0.86

※埼玉県全体における復旧日数予測は 3 日 (復旧対象は非焼失地域)

5 都市ガス被害予測

需要家件数 (件)	供給停止件数 (件)	供給停止率 (%)
79,319	47,847	60.3

※埼玉県全体における復旧日数予測は 7 日

6 上水道被害予測

被害箇所数	被害率 (箇所/km)	断水率 (%) (直後)	断水率 (%) (1日後)	断水率 (%) (2日後)	断水世帯数 (直後)	断水世帯数 (1日後)	断水人口 (人) (直後)	断水人口 (人) (1日後)
53	0.05	14.9	9.1	8.5	20,987	12,811	50,813	31,017

※埼玉県全体における復旧日数予測は 11 日

7 下水道被害予測

被害延長 (km)	被害率 (%)	機能支障人口 (人)
230	19.3	59,399

※埼玉県全体における復旧日数予測は 20 日

(2) 風水害

今後は今まで以上に、地球温暖化やヒートアイランド現象により発生する、より大型の台風や竜巻、線状降水帯、集中豪雨などが予想され、それに伴い風水害の被害も大きくなると予想されます。

特に水害について、一般に浸水を受けやすい地形は、河川氾濫によって形成された地形及び周辺から水の集まりやすい凹地などで、旧河道、谷底平野、氾濫平野、凹地、浅い谷、湿地がこれに該当します。

当市では、集中豪雨等により、柳瀬川や東川、林川などで河川氾濫に伴う浸水被害が想定されるとともに、市全域において凹地などでは内水被害のおそれがあります。

第4章 本計画の基本的な考え方

4-1 基本目標

本計画では、基本計画に掲げられている4つの基本的な考え方を念頭に置き、危機に翻弄されることなくこれに打ち勝ち、その帰結として、市の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得するため、基本目標を次の通り設定しました。

《本市の強靱化のための基本的な考え方》

- ①市民の生命を最大限守る
- ②市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減する
- ③地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減する
- ④迅速な復旧・復興を可能とする備えをする

4-2 事前に備える目標（行動目標）

4つの基本的な考え方をもとに大規模自然災害を想定し、より具体化した事前に備える目標を次のとおり設定しました。

《本市における事前に備える目標》

- 目標1 被害の発生抑制により人命を保護する
- 目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護するとともに避難所の公衆衛生と生活の質を確保する
- 目標3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- 目標5 経済活動の機能を維持する
- 目標6 生活・経済活動に必要なライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧する
- 目標7 二次災害を発生させない
- 目標8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・復興ができるようにする
- 目標9 様々な帰宅困難者への安全を確保する

第5章 脆弱性評価の結果と対応方策

5-1 「起きてはならない事態」の設定

「起きてはならない事態」は、大規模自然災害による被害を、インフラの直接被害、機能低下、間接被害、復旧・復興への影響などを考慮し、インフラが災害から受ける直接的な被害を起点として、そこから派生する被害、大規模な被害を中心にまとめたものです。

本計画は国の基本計画と調和を保つことが必要であることから、国の基本計画で設定された「起きてはならない最悪の事態」、及び埼玉県地域強靱化計画を踏まえ、市の特性等も考慮し、本計画では37の「起きてはならない事態」を設定しました。

事前に備える目標	起きてはならない事態
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1 住宅・建物・交通施設等の倒壊により、多数の死傷者が発生する事態
	1-2 火災により、多数の死傷者が発生する事態（密集市街地や不特定多数が集まる施設等含む）
	1-3 異常気象（竜巻・台風）等により、多数の死傷者が発生する事態（建物の倒壊や浸水・洪水等）
	1-4 大規模な火山噴火（降灰）・土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態
	1-5 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護するとともに避難所の公衆衛生と生活の質を確保する	2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、救助が遅延する事態
	2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が著しく低下する事態
	2-3 被災地における疫病、感染症等が大規模発生する事態
	2-4 被災地での飲食料、ライフラインの長期停止等により、避難所の衛生状態が悪化する事態
	2-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 市職員・市有施設等の被災により、行政機能が低下する事態
	3-2 被災等により、治安が悪化する事態
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止等により、情報の収集・伝達が出来ず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	4-2 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

5 経済活動の機能を維持する	5-1 農業・産業の生産力が低下する事態
	5-2 消費・流通機能の低下等により、経済活動が停滞する事態
6 生活・経済活動に必要なライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧する	6-1 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	6-2 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	6-3 水道等による給水が停止する事態
	6-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	6-5 交通インフラが長期間にわたり機能低下する事態
	6-6 沿線建築物の倒壊等による道路・線路の閉塞や、道路の陥没などにより、交通マヒが長期にわたる事態
	6-7 異常湧水等による用水供給途絶に伴い生産活動への甚大な影響を及ぼす事態
7 二次災害を発生させない	7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
	7-2 調整池、防災インフラ等の洪水抑制機能が大幅に低下する事態
	7-3 危険物・有害物質等が流出する事態
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・復興ができるようにする	8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2 労働力等の減少等により、復旧・復興工事が大幅に遅れる事態
	8-3 市内のインフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 耕作放棄地や森林等の荒廃地が大幅に増加する事態
	8-6 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-7 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化財の散逸・き損が発生する事態
	8-8 地域コミュニティが崩壊する事態
	8-9 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-10 生活基盤が崩壊する事態
9 様々な帰宅困難者への安全を確保する	9-1 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態（保護者の都内等からの帰宅困難の状況に陥った場合の保育園、児童館、学校等の対応含む）

5 - 2 「起きてはならない事態」の発生回避等に向けた評価と 国土強靱化への取り組み

「起きてはならない事態」ごとに、大規模災害時に起こり得る事態の具体的状況の例、その事態を引き起こす要因、その後に起こり得る事態、また、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の取り組みを整理しながら脆弱性を評価しました。

現在取り組んでいる施策を引き続き実施するとともに、脆弱性評価結果を踏まえ、国土強靱化に向けた対応方策（主な行動）を含めて一元的にまとめたものを次頁以降掲載します。

事前に備える目標 1

被害の発生抑制により人命を保護する

起きてはならない事態	脆弱性の評価	対応方策	関係部局等
1-1 住宅・建物・交通施設等の倒壊により、多数の死傷者が発生する事態	耐震化が不十分なものが倒壊・傾斜し、多くの死傷者が発生するため、街全体の耐震化を進めていく必要がある	街全体の耐震化を進めていくため、「所沢市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断や耐震補強工事を行う市民等に支援をしていく。	街づくり計画部、建設部
		緊急輸送道路の沿道では、建築物の耐震化を早急に促進していく。	
	被災後の被害拡大を防止するため、震災後の建築物の危険度の判定体制を整備する必要がある	埼玉県等との協力体制により、震災後に宅地や建築物の危険度を判定する判定士（被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士）を養成・訓練していく。	経営企画部、街づくり計画部、建設部、各施設所管等部局 街づくり計画部
1-2 火災により、多数の死傷者が発生する事態（密集市街地や不特定多数が集まる施設等含む）	消防力等の発揮により被害の発生抑制・軽減を図る必要がある	地域防災力の要となる消防団の施設・装備の充実、車両の計画的更新、消防団員の資質向上に努めていくとともに、埼玉西部消防局との連携を図り、被害の発生抑制や軽減を図っていく。	危機管理室
	木造住宅密集地における住宅倒壊や延焼、都市基盤の未整備による甚大な被害の発生は、緊急車両の通行妨げにつながるため、災害に強い都市づくりを推進する必要がある	街路樹の整備や電線類の地中化、防火・準防火地域の指定により、緊急輸送道路としての強化を図っていく。	環境クリーン部、街づくり計画部、建設部
	市内には多くの密集市街地や狭あい道路があることから、大規模火災の拡大を防ぐため、オープンスペースを確保する必要がある	自然災害発生時の火災延焼防止や避難場所としての利用等のための防災空間の確保や運用等について検討し、公園や河川敷はもとより、建築物の壁面後退等によりオープンスペースを確保することで、防災力の向上を図っていく。	
1-3 異常気象（竜巻・台風）等により、多数の死傷者が発生する事態（建物の倒壊や浸水・洪水等）	地球温暖化対策やヒートアイランドが集中豪雨の原因のひとつとして考えられていることから、みどりの保全や創エネ・省エネ等の対策を推進する必要がある	樹林地、農地等の保全や施設緑地の整備、次世代自動車や再生可能エネルギー設備、省エネ設備の普及促進、及び施設の改修等、脱炭素社会の構築を進めていく。	環境クリーン部、産業経済部、各施設所管等部局
	集中豪雨による浸水被害を防止・軽減するため、治水施設（雨水管、雨水枡含む）を整備する必要がある	水路の改修、雨水管や貯留施設の整備、雨水枡の浸透化等の対策を講じていく。	建設部、上下水道局
1-4 大規模な火山噴火（降灰）・土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態	被害の発生抑制・軽減を図るため、土砂災害等の防止設備を整備する必要がある	土砂災害等の可能性がある場所において、擁壁の適正な維持管理等を進めていく。	建設部、各施設所管等部局

	起きてはならない事態	脆弱性の評価	対応方策	関係部局等
1-1~4 共通		災害直後、行政による救出救護体制が整わない状況下において、地域の助け合いが重要であることから、地域と協働による防災のまちづくりを構築する必要がある	<p>平常時から自治会・町内会、民生委員等と連携しながら、迅速な避難体制を構築していく。</p> <p>地域の避難行動要支援者等、要配慮者に対する支援体制を構築するとともに、自主防災組織をはじめとする関係機関等と連携の強化を図っていく。</p>	危機管理室、市民部、福祉部、こども未来部、健康推進部
		被害の軽減を図るため、市民等の危機管理意識の向上や自主避難体制の確立を進める必要がある	<p>市民等の安全を確保するため、ユニバーサルデザインに配慮した防災ガイド・避難所マップや各種ハザードマップを作成し、市民等への情報提供を行っていく。</p> <p>「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の意識を醸成するための防災教育、意識啓発を進めていく。</p>	危機管理室、街づくり計画部、建設部、各施設所管等部局
1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事態	公共交通機関における災害応急対策を確立する必要がある	災害時には列車、車両の転覆等から多くの被害が発生する可能性があるため、平常時から公共交通機関等と安全対策について調整していく。	危機管理室、市民部、街づくり計画部

事前に備える目標 2

救助・救急・医療活動により人命を保護するとともに避難所の公衆衛生と生活の質を確保する

起きてはならない事態	脆弱性の評価	対応方策	関係部等
2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、救助が遅延する事態	住宅の倒壊や延焼等が救助遅延を発生させるため、住宅・建築物の耐震化等を促進する必要がある	緊急輸送道路の沿道では、建築物の耐震化を早急に促進するとともに、街全体についても、耐震化を進めていくため、「所沢市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断や耐震補強工事を行う市民等に支援をしていく。	街づくり計画部、建設部、各施設所管等部局
	木造住宅密集地における住宅の倒壊や延焼、都市基盤の未整備は、緊急車両や救援物資運搬車両の通行妨げにつながるため、災害に強い都市づくりを推進する必要がある	街路樹の整備や電線類の地中化、防火・準防火地域の指定により、緊急輸送道路としての強化を図っていくとともに、道路下に埋設されている下水道管の耐震化を進めていく。	環境クリーン部、街づくり計画部、建設部、上下水道局
	市単独の人的資源には限りがあるため、関係機関や他自治体等からの応援をスムーズに受け入れる必要がある	救援部隊等、関係機関による救助・捜索活動が早期に実施できるような受援体制を構築していく。	危機管理室、市民医療センター
	災害時には、救助・救急事象が同時多発的に起こることから、救助・捜索活動を行う人員が不足する恐れがあるため、平時から被害の発生抑制・軽減を図る必要がある	地域防災力の要となる消防団の施設・装備の充実、車両の計画的更新、消防団員の資質向上に努めていくとともに、埼玉西部消防局との連携を図り、被害の発生抑制や軽減を図っていく。	危機管理室
2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が著しく低下する事態	医療救護活動を迅速かつ適切に実施していくため、災害時医療体制を確保する必要がある	所沢市市民医療センターを市内後方医療施設として機能するよう検討していくとともに、他の医療関係団体等との連携を図っていく。 災害時の医療体制を確保するため、平常時より災害直後の初期医療・保健活動体制及び負傷者の搬送先となる後方医療体制等について、県や医師会等と連携して十分な医療体制の整備を図っていく。	危機管理室、市民医療センター 健康推進部、市民医療センター
	多くの方が精神的身体的ダメージを受け不調に陥ることが予想されるため、避難者の心身のケアを実施する必要がある	避難所等において、被災者に対してメンタルケア等を実施できるよう、医師、看護師、精神保健福祉士、保健師、教育関係者、福祉関係者及びソーシャルワーカー等の専門職員を確保していく。	福祉部、健康推進部、教育委員会、市民医療センター
2-3 被災地における疫病、感染症等が大規模発生する事態	被災地において感染症を拡大させないため、新しい生活様式にあった避難所を設置する必要がある	避難所において感染症を発生させないため、避難者同士のソーシャルディスタンスを保つとともに、基本的な感染予防対策を徹底して蔓延防止に努め、あわせて、感染者が発生した場合の対応を構築していく。	危機管理室、健康推進部
	被災時にも健康を維持できるよう、健康づくりの充実を図る必要がある	市民の健康を守るため、平常時から各種健診（検診）の受診や生活習慣病の予防啓発を行い、病気の発症予防、早期発見と早期治療を促進するとともに、正しい知識の普及に努め感染症の発生・蔓延を防止していく。	

起きてはならない事態	脆弱性の評価	対応方策	関係部等
2-4 被災地での飲食料、ライフラインの長期停止等により、避難所の衛生状態が悪化する事態	被災時においても、生活の質を確保し公衆衛生を担保するため、避難所運営の適正化を図る必要がある	避難所の衛生状態の悪化を避けるため、トイレの整備や備蓄、保健師等専門職の避難所巡回による公衆衛生活動体制、避難所へのエアコンの設置等を検討していく。	危機管理室、健康推進部、各施設所管等部局
		避難所や活動拠点となる施設における救助用備品や飲食料等を確保していく。	危機管理室
		避難所等の電力を確保するため、避難所等に再生可能エネルギー設備を設置するとともに、蓄電池や電気自動車等を活用し、電力を融通できる体制を構築していく。	危機管理室、環境クリーン部、上下水道局、各施設所管等部局
	避難者の状態に応じた避難所環境を整備するため、福祉避難所の設置に係る調整を行う必要がある	要配慮者が利用している社会福祉施設等において避難体制を整備するとともに、行政や地域との連携を強化していく。	危機管理室、福祉部、こども未来部
	要配慮者を考慮した備蓄品目の充実を図るとともに、障害者施設や高齢者施設等の福祉避難所となる施設においても、災害時に対応できる体制整備を進めていく。		
2-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	地域活動の担い手不足等から避難所運営が滞らないよう、自助・共助の意識を醸成する必要がある	地域ぐるみの防災協力体制の整備や地域コミュニティの活性化、防災訓練の充実、応急手当の普及促進等、災害から地域社会を守ることを目的とした災害対策を推進する。	危機管理室、市民部、福祉部、産業経済部
	災害時には組織的な応急活動が実施できなくなることが予想されるため、地域単位の防災力の向上を図る必要がある	自治会・町内会はもとより、NPO法人等の市民活動団体、民間企業、商店街等の事業者が、得意分野や専門分野を活かしながら地域ネットワークとして連携し、危機管理を含めた平常時からの地域課題の解決にむけ、取り組みを進めていく。	
		避難所等においては専用掲示板の設置、語学ボランティアによる外国語での情報提供、相談窓口の開設等を行えるような体制を図っていく。	危機管理室、福祉部

起きてはならない事態	脆弱性の評価	対応方策	関係部等
<p>3-1 市職員・市有施設等の被災により行政機能が低下する事態</p>	<p>行政自身にも被害が及ぶが、災害発生に伴う行政需要が大量に発生するため、応急対応以外にも一定の行政サービスレベルを確保する必要がある</p>	<p>多岐にわたる応急復旧業務に対応するため、限られた人員、資機材等の資源を重点的に投入するとともに、災害対応時であっても休止することが市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は、継続して実施していく。</p>	<p>全職員</p>
	<p>多くの市有施設が災害時に拠点施設・避難所等となることが想定されるため、強化を図っていく必要がある</p>	<p>災害時に拠点施設となる市有施設については、定期的に建物に対する点検や改修を行っていく。</p>	<p>各施設所管部局</p>
	<p>災害時は複合的かつ大量の行政需要が発生するため、迅速な復旧・復興ができるよう、災害対応に備えた経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）の整備や確保を行う必要がある</p>	<p>市有施設の電力を確保するため、再生可能エネルギー設備を設置するとともに、蓄電池や電気自動車等を活用し、電力を融通できる環境を構築していく。</p>	<p>危機管理室、環境クリーン部、各施設所管部局</p>
	<p>行政機能が低下する中、多様な問題が顕在化するため、各機関及び各自治体との連携強化を図る必要がある</p>	<p>災害時において、BCP（業務継続計画）が発動した場合においても、問題なく業務を進められるよう市職員等に対する防災知識の普及啓発を進めていく。</p>	<p>危機管理室</p>
	<p>行政機能が低下する中、多様な問題が顕在化するため、各機関及び各自治体との連携強化を図る必要がある</p>	<p>災害時に迅速な復旧・復興ができるよう一定の予算を確保していくとともに、市の施設（設備含む）についても、災害時に様々な活用ができるよう体制整備を進めていく。</p>	<p>危機管理室、財務部、各施設及び設備所管部局</p>
<p>3-2 被災等により、治安が悪化する事態</p>	<p>様々な社会的混乱の発生が予測されるため、平時から防犯意識の醸成を図り、事件事故対応の体制を強化する必要がある。</p>	<p>災害時の治安維持のため、市・市民・関係機関等が相互に連携し、平常時からの防犯意識の高揚及び醸成を図る等、防犯体制の充実を進めていく。</p>	<p>市民部</p>
		<p>埼玉県警察と連携して、災害時においても治安が悪化しないような体制整備を進めていく。</p>	
		<p>災害時においても、市民生活が脅かされないよう、市職員におけるBCPの適正管理等の体制整備を進めていく。</p>	<p>危機管理室、経営企画部、総務部</p>

事前に備える目標 4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

	起きてはならない事態	脆弱性の評価	対応方策	関係部等
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止等により、情報の収集・伝達が出来ず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	<p>災害発生時に、市民がスムーズに避難できるよう、情報通信体制を強化する必要がある</p> <p>非常時優先業務に必要なIT資源（情報システムや情報ネットワーク）を確実に担保する必要がある</p>	<p>非常時においても問題なく情報システムを活用していけるよう、ICT-BCPに基づき情報システムの被害最小化と早期復旧を確実に実現できる体制・環境を構築していく。</p>	<p>経営企画部</p>
4-2	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	<p>様々な情報が錯綜し、社会が混乱することが想定されるため、災害情報を共有し適切な情報を市民へ提供する必要がある</p> <p>災害時に不便を感じないよう、外国人市民等へ適正な情報を提供する必要がある</p>	<p>必要な情報を確実に伝達するため、防災行政無線やところざわほっとメール等、多様な広報媒体を通して情報を提供するとともに、報道関係者の協力のもと、正確な情報を市民に提供していく。</p> <p>外国人市民等に対し、防災に対する情報を適正に提供するため、行政資料等の多言語化（「やさしい日本語」を含む）や翻訳機の導入等を進めるとともに、外国籍児童生徒に対する日本語教育を進めていく。</p>	<p>危機管理室、経営企画部</p> <p>危機管理室、経営企画部、福祉部、教育委員会</p>

事前に備える目標 5

経済活動の機能を維持する

起きてはならない事態		脆弱性の評価	対応方策	関係部等
5-1	農業・産業の生産力が低下する事態	農業用施設や工場生産設備の損壊等により農業・産業の停滞を招かないよう、基盤を整備していく必要がある	平常時から遊休農地の利用促進や農業基盤整備を図る等、農業の生産基盤・経営基盤の強化を図っていく。	産業経済部
			平常時から地域密着型の産業を支える人材の確保・育成を図り、地域に根ざした活力ある産業とし、地域経済が安定的かつ持続的に発展するための基盤を整備していく。	
5-2	消費・流通機能の低下等により、経済活動が停滞する事態	産業機能等を維持するため、損害を最小限に抑え、自立復興を進めていく必要がある	災害時に被害を受けた事業者等へ支援することのできる体制整備を検討していく。	産業経済部
			事業者に対し、災害時においても事業継続や復旧を図るためのBCPの作成等の普及を進めていく。	危機管理室、産業経済部
			地域の災害リスクについて理解・周知を図るべく、事業者に対しハザードマップ等の情報を提供していく。	危機管理室

事前に備える目標 6

生活・経済活動に必要なライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧する

起きてはならない事態		脆弱性の評価	対応方策	関係部等
6-1	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	各地で停電等が想定されるため、市民等自らの安心・安全の確保及び行政機能や避難体制への影響を最小限に抑える必要がある	非常用電源としての再生可能エネルギー設備の普及や蓄電池等の導入を市民等へ促進するとともに、市としても導入を検討していく。	危機管理室、環境クリーン部、各施設所管部局
			ライフライン施設等の耐震性の向上や代替性の確保、迅速な復旧方法に関する調査研究を進めていく。	
6-2	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	物資の供給に大きな支障が生ずる恐れがあるため、日用品等を確保する必要がある	市として食料品、飲み物、生活必需品等の備蓄を計画的に進めていくとともに、市民にも備蓄について啓発をしていく。	危機管理室、上下水道局
			災害時に他自治体や事業者と連携し、日用品、食料品の確保を進めるための体制を構築していく。飲料水の確保については、引き続き日本水道協会をはじめとする関係機関との連携を維持していく。	
6-3	水道等による給水が停止する事態	有害物質等の河川流出、水道施設等の損傷による給水停止が想定されるため、市民自ら水の確保をするとともに、安全な水の早期供給再開環境を整備しておく必要がある	常時から水の備蓄について市民への啓発を継続的に実施するとともに、避難所等への応急給水体制を維持していく。	危機管理室、上下水道局
6-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態	市街地等で発生する排水を処理する能力が、処理施設や下水道管の破損により低下するため、下水道施設等を適切に維持管理する必要がある	下水道施設の耐震化を進めるとともに、予防保全を中心とした計画的な維持管理を行っていく。また、関係団体との災害時応援協定等により破損した管の復旧修繕の体制を維持していく。 下水道が通っていないところについては、浄化槽等の整備を推進していく。 し尿処理施設についても安定した維持管理を行っていく。	環境クリーン部、上下水道局

	起きてはならない事態	脆弱性の評価	対応方策	関係部等
6-5	交通インフラが長期間にわたり機能低下する事態	<p>停電や水没により道路の走行ができなくなるため、道路ネットワークの整備・通行を確保するとともに、緊急交通路の確保のため被災地への車両流入抑制等を進める必要がある</p>	<p>災害の状況や交通規制等に関する情報を提供する等の対応ができるよう体制を整備していく。 災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、予備電源として自動起動式交通信号用発電機の整備を警察に働きかけていく。</p>	<p>危機管理室、市民部、建設部 市民部</p>
		<p>災害発生時も安心・安全な生活を支える道路交通を確保するため、道路施設や下水道管の耐震化等により安全性を向上させる必要がある</p>	<p>被災地の救援活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急道路を確保するため、幹線道路の整備、狭あい道路の拡幅や歩道の整備、電線類の地中化、橋梁及び下水道管の耐震化、街路樹等の倒壊を防ぐための整備等を進めていく。</p>	<p>環境クリーン部、街づくり計画部、建設部、上下水道局</p>
		<p>家屋等が押しつぶされ、多くの死傷者が発生するため、土砂災害等の防止設備を整備する必要がある</p> <p>住宅の倒壊や延焼等によって道路の通行障害が発生するため、住宅・建築物の耐震化等を促進する必要がある</p>	<p>沿線で土砂災害等の可能性がある場所において、擁壁の適正な維持管理等を進めていく。</p>	<p>建設部</p>
<p>木造住宅密集地において、緊急輸送道路をはじめとした交通網の閉塞を防止するため、「所沢市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断や耐震補強工事を行う市民等に支援する等の建築物等の倒壊対策を講じていく。</p>	<p>街づくり計画部、建設部、各施設所管等部局</p>			
6-7	異常湯水等による用水供給途絶に伴い生産活動への甚大な影響を及ぼす事態	生命維持や産業活動に必要な水量を確保する必要がある	安心して飲用できる水の確保に向け、引き続き計画的な水質検査を行うとともに、湯水時や災害時にも水を供給できるよう、自己水源（地下水）の確保・保全を進めていく。	上下水道局

事前に備える目標 7

二次災害を発生させない

	起きてはならない事態	脆弱性の評価	対応方策	関係部等
7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	<p>大規模火災等による被害を未然に防止し、または最小限にとどめる必要がある</p> <p>多くの密集市街地や狭あい道路があることから、大規模火災の拡大を防ぐため、防火空地を確保する必要がある</p>	<p>平常時における防災訓練等の実施により、市、関係機関及び市民等がとるべき防災活動を実践し、防災対策を習熟するとともに、地域防災力の要となる消防団の消防力向上を図り、地域防災体制の強化を図っていく。</p> <p>木造住宅密集地における大規模延焼等の二次災害を発生させないための対策を講じていく。</p> <p>公園や河川敷はもとより、建築物の壁面後退等によりオープンスペースを確保し、防災力の向上を図っていく。</p>	<p>危機管理室、街づくり計画部</p> <p>環境クリーン部、街づくり計画部、建設部</p>
7-2	調整池、防災インフラ等の洪水抑制機能が大幅に低下する事態	<p>長期間にわたり機能不全となることを避けるため、防災インフラを強化する必要がある</p> <p>雨水が河川や水路に一気に流れ込むことを抑制するため、自然を活かした保水・遊水機能を確保する必要がある</p>	<p>河川の護岸や調整池、防災備蓄倉庫等、防災インフラ整備の耐震化や減災に向けた治水機能の維持を進めていく。</p> <p>雨水の貯留、井戸等を有する都市農地の確保・保全等を進めていく。</p>	<p>危機管理室、街づくり計画部、建設部、上下水道局</p> <p>産業経済部、街づくり計画部</p>
7-3	危険物・有害物質等が流出する事態	工場や事業者等の危険物・有害物質の貯蔵施設が損壊するため、有害物質等の流出対策を確実に実施する必要がある。	有害物質等を使用・貯蔵している事業者に対し、構造基準等の遵守及び適正な管理を指導していく。	環境クリーン部

事前に備える目標 8

大規模自然災害被災後でも迅速な再建・復興ができるようにする

	起きてはならない事態	脆弱性の評価	対応方策	関係部等
8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態	災害時には多くの災害廃棄物が発生することが想定されるため、災害廃棄物の適正処理を推進する必要がある	平常時からごみの発生と排出を抑制する取り組みを進めるとともに、一般廃棄物処理施設の整備等、ごみ処理について適正な体制を整える。 また、災害発生時は災害廃棄物処理計画に基づき、適正なごみ処理を実施できる体制を構築していく。	環境クリーン部
		迅速な再建・復興に貢献するため、建築物の倒壊や流出等による災害廃棄物の発生を抑制する取り組みを進める必要がある	木造住宅密集地において、災害に強い街づくりや適正な空き家管理を進めていく。	市民部、街づくり計画部
8-2	労働力等の減少等により、復旧・復興工事が大幅に遅れる事態	多数の死傷者が発生し、復旧を担う人材を失うため、平常時からの連携強化等、発生前から復興に備える必要がある	各自治体、関係団体、事業者等と災害時応援協定を締結し、平常時から情報の交換等を行い、人員が不足する業務の円滑な実施体制を整備していく。	危機管理室、 他（応援協定を締結している所属）
		労働力等が不足する事態となることから、応急復旧の体制を整備する必要がある（ボランティア等含む）	災害時において、社会福祉協議会が「こどもと福祉の未来館」を拠点とする「災害ボランティアセンター」を立ち上げ、ボランティアを募ることができる体制を整備していく。	(危機管理室、福祉部)
8-3	市内のインフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害の発生によりインフラに想定以上の負荷がかかり、機能が低下するため、各インフラ（道路、公園、施設、河川、ライフライン等）を適正に維持管理する必要がある	道路、公園、施設、河川、ライフライン等の公共施設について、適正な点検、改修、耐震化等を行い、災害に強いインフラの整備を進めていく。	経営企画部、建設部、上下水道局、各施設所管部局
			街路樹の整備や電線類の地中化、防火・準防火地域の指定により、緊急輸送道路としての強化を図っていく。	環境クリーン部、街づくり計画部、建設部
8-4	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	速やかな復興計画が作成できるよう、平時から大規模災害が発生したことを想定し、都市の早期復興に向けた取り組みを進める必要がある	平常時から道路や公園などの公共施設の台帳を整備していく。	建設部、各施設所管部局
			市街地復興のための図上での訓練や復興まちづくりのイメージトレーニングなどを実施し、人材育成と体制整備を図る等、事前復興準備に取り組んでいく。	街づくり計画部
8-5	耕作放棄地や森林等の荒廃地が大幅に増加する事態	農地や山林が被害を受け、荒廃する恐れがあるため、森林の適正な維持管理/農業生産基盤等を整備し、災害後の荒廃地を生まないよう努める必要がある	平常時から遊休農地や今後遊休農地となるおそれのある農地について、適正な利用促進を努めていく。また、森林等の荒廃を起ささないよう、平常時から市民協働による適切な維持管理と再生を行っている。	環境クリーン部、産業経済部

	起きてはならない事態	脆弱性の評価	対応方策	関係部等
8-6	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	浸水によりインフラ等の施設が破損・流失するため、治水施設の整備・減災に向けた取り組みを進める必要がある	河川や水路、調整池の整備等、総合的な水害対策を進めていく。	建設部、上下水道局、各施設所管部局
8-7	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化財の散逸・き損が発生する事態	文化財の散逸・き損を防ぐため、文化財の適正な維持管理を図る必要がある	平常時から文化財所有者、継続団体等と連携し、災害時を想定した訓練にも取り組んでいく。 また、平常時から文化財の適正な維持管理を進めるとともに、普及啓発を図っていく。	教育委員会
8-8	地域コミュニティが崩壊する事態	公的救助・支援には限界があるため、自助と共助による地域単位の防災力の向上/自助・共助の意識の醸成を図る必要がある	平常時から高齢者、障害者、子育て世帯等の支援を必要とする人を含め、お互いの顔が見える関係作りをし、地域で助け合える体制を整備していく。 平常時から地震災害時等において、地域の民間団体等とも連携して、孤立を防ぎ、地域住民同士で手助けができる体制の整備や、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう生活環境向上に向けた取り組みを進めていく。	市民部、福祉部、こども未来部
8-9	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	災害時には、住宅や店舗の倒壊が想定されるため仮設住宅、仮設店舗等を確保する必要がある	想定される全焼、全壊戸数、流出世帯数をもとに、市及び県の応急仮設住宅適地の基準に従い、市公有地、及び建設可能な私有地の中から用地を選定し、地権者等との協定を結ぶ等の方策を講じていく。 また、仮設住宅における生活の安定に向け、事業者の協力などと呼びかけていく。	財務部、産業経済部、街づくり計画部
8-10	生活基盤が崩壊する事態	経済状況や雇用環境が悪化することが想定されるため、災害時における生活基盤（衣食住）や各種支援サービスの継続性を確保する必要がある 大規模な被害が発生し、都市基盤を広範囲において整備又は再構築する必要がある 住宅の倒壊や延焼等の被害を軽減するため、住宅・建築物の耐震化等を促進する必要がある	災害後の生活再建に向けた体制を整備し、長期的な支援を実施していけるような仕組み作りを検討していく。 専門機関等による保育やケア等の支援を得て生活を維持している家庭において、引き続き支援が得られるような仕組み作りを検討していく。 市街地で災害が発生した場合において、都市計画又は土地区画整理事業の必要が認められるとき、建築を制限していく。 全体の耐震化を進めていくため、「所沢市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断や耐震補強工事を行う市民等に支援をしていく。	経営企画部、福祉部、産業経済部 危機管理室、こども未来部、健康推進部 街づくり計画部 街づくり計画部、建設部、各施設所管等部局

事前に備える目標 9

様々な帰宅困難者への安全を確保する

	起きてはならない事態	脆弱性の評価	対応方策	関係部等
9-1	大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態（保護者の都内等からの帰宅困難の状況に陥った場合の保育園、児童館、学校等の対応含む）	帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援を進める必要がある	<p>所沢駅をはじめとする市内主要駅周辺帰宅困難者対策として、民間施設を含めた一時滞在施設を確保し、その対応のために必要となる備えを検討していく。</p> <p>災害時に市の施設から帰宅することが困難になった人たちへの対応について検討していく。</p> <p>災害時に保育園、学校等に取り残された子どもたちに安心して保護者を待ってもらい、安心・安全に保護者に返すことができるような体制を整備していく。</p>	<p>危機管理室、各施設所管部局</p> <p>福祉部、こども未来部、教育委員会</p>

第6章 施策上の位置づけ

6-1 所沢市総合計画との関連性

本計画に示した37の「起きてはならない事態」への「対応方策」については、広範な分野にわたり、組織横断的に対応する必要があることから所沢市総合計画と一体的に実施及び進捗管理を行う必要があります。

このため、本計画における施策分野は、本市の施策との関連性を第6次所沢市総合計画の「まちづくりの目標」として示している「章」「節」とし、以下のとおり整理しました。

各施策に係る取り組みについては、「所沢市国土強靱化地域計画アクションプラン」として別途策定します。

第1章 人と人との絆を紡ぐまち	第1節 地域づくり
	第2節 地域福祉
	第3節 障害者福祉
	第4節 高齢者福祉
	第5節 生涯学習・社会教育
	第6節 危機管理・防災
	第7節 防犯・消費生活
	第8節 交通安全
第2章 子どもが大切にされるまち	第1節 子ども支援
	第2節 子ども福祉
	第3節 子育て環境
	第4節 青少年健全育成
	第5節 学校教育
第3章 健幸（けんこう）長寿のまち	第1節 健康づくり
	第2節 早期発見・疾病予防・自殺予防
	第3節 地域医療
	第4節 医療保険・医療情報
	第5節 スポーツ推進
第4章 みどりあふれる持続可能なエコタウン	第1節 脱炭素社会
	第2節 みどり・生物
	第3節 循環型社会
	第4節 大気・水環境等

第5章 魅力・元気・文化を誇れるまち	第1節 産業基盤
	第2節 産業競争力・成長力
	第3節 観光・にぎわい
	第4節 産業人材・雇用
	第5節 国際化・多文化共生
	第6節 文化芸術・伝統文化
第6章 自然と調和する住みよいまち	第1節 土地利用
	第2節 市街地整備
	第3節 道路
	第4節 交通政策
	第5節 水道
	第6節 下水道
	第7節 住宅・住環境
第7章 未来(あす)を見つめたまちづくり	第1節 人権の尊重
	第2節 市民参加・情報共有
	第3節 人材育成・組織体制
	第4節 行政経営
	第5節 財政運営

			まちづくりの目標																																																		
			第1章 人と人との絆を紡ぐまち					第2章 子どもが大切にされるまち					第3章 健康(けんこう)長寿のまち					第4章 みどりあふれる持続可能なエコタウン				第5章 魅力・元気・文化を誇れるまち				第6章 自然と調和する住みよいまち					第7章 未来(あす)を見つめたまちづくり																						
			第1節	第2節	第3節	第4節	第5節	第1節	第2節	第3節	第4節	第5節	第1節	第2節	第3節	第4節	第5節	第1節	第2節	第3節	第4節	第1節	第2節	第3節	第4節	第1節	第2節	第3節	第4節	第5節	第1節	第2節	第3節	第4節	第5節																		
			地域づくり	地域福祉	障害者福祉	高齢者福祉	生涯学習・社会教育	防災	危機管理	消費生活	防犯	交通安全	子ども支援	子ども福祉	子育て環境	健全育成	青少年	学校教育	健康づくり	自殺予防	疾病予防	早期発見	地域医療	医療情報	医療保険	スポーツ推進	脱炭素社会	みどり・生物	循環型社会	水環境等	大気・環境等	産業基盤	産業競争力	産業競争力	観光・にぎわい	雇用・産業人材	国際文化・共生	文化芸術	文化芸術	土地利用	市街地整備	道路	交通政策	水道	下水道	住宅・住環境	人権の尊重	情報共有	市民参加	組織体制	人材育成	行政経営	財政運営
事前	「起きてはならない事態」																																																				
	1	1被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊により、多数の死傷者が発生する事態	●	●		●																						●							●																
2	2	救助・救急・医療活動により人命を保護するとともに避難所の公衆衛生と生活の質を確保する	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、救助が遅延する事態				●																																													
			2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が著しく低下する事態		●									●	●	●																																				
			2-3	被災地における疫病、感染症等が大規模発生する事態					●											●	●																																
			2-4	被災地での飲食料、ライフラインの長期停止等により、避難所の衛生状態が悪化する事態		●	●	●		●					●													●																									
			2-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	●	●			●																							●																					
3	3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	市職員・市有施設等の被災により行政機能が低下する事態																																														●	●		
			3-2	被災等により、治安が悪化する事態	●						●	●																																					●				

			まちづくりの目標																																														
			第1章 人と人との絆を紡ぐまち					第2章 子どもが大切にされるまち					第3章 健康(けんこう)長寿のまち					第4章 みどりあふれる持続可能なエコタウン				第5章 魅力・元気・文化を誇れるまち						第6章 自然と調和する住みよいまち					第7章 未来(あす)を見つめたまちづくり																
			第1節	第2節	第3節	第4節	第5節	第1節	第2節	第3節	第4節	第5節	第1節	第2節	第3節	第4節	第5節	第1節	第2節	第3節	第4節	第1節	第2節	第3節	第4節	第5節	第6節	第1節	第2節	第3節	第4節	第5節	第6節	第7節	第1節	第2節	第3節	第4節	第5節										
			地域づくり	地域福祉	障害者福祉	高齢者福祉	生涯学習・社会教育	防災・危機管理	消費生活	防犯	交通安全	子ども支援	子ども福祉	子育て環境	健全育成	青少年	学校教育	健康づくり	疾病予防	早期発見	地域医療	医療情報	医療保険	スポーツ推進	脱炭素社会	みどり・生物	循環型社会	水環境等	大気・産業基盤	産業競争力	観光・にぎわい	雇用	産業人材	国際化・多文化共生	文化芸術・伝統文化	土地利用	市街地整備	道路	交通政策	水道	下水道	住宅・住環境	人権の尊重	情報共有	市民参加	組織体制	人材育成	行政経営	財政運営
事前に備える目標			「起きてはならない事態」																																														
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止等により、情報の収集・伝達が出来ず、避難行動や救助・支援が遅れる事態																																														
		4-2	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態																																														
5	経済活動の機能を維持する	5-1	農業・産業の生産力が低下する事態																																														
		5-2	消費・流通機能の低下等により、経済活動が停滞する事態																																														
6	生活・経済活動に必要なライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧する	6-1	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態																																														
		6-2	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態																																														
		6-3	水道等による給水が停止する事態																																														
		6-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態																																														
		6-5	交通インフラが長期間にわたり機能低下する事態																																														
		6-6	沿線建築物の倒壊等による道路・線路の閉塞や、道路の陥没などにより、交通マヒが長期にわたる事態																																														
		6-7	異常濁水等による用水供給途絶に伴い生産活動への甚大な影響を及ぼす事態																																														
7	二次災害を発生させない	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態																																														
		7-2	調整池、防災インフラ等の洪水抑制機能が大幅に低下する事態																																														
		7-3	危険物・有害物質等が流出する事態																																														

